

分委員会で検討され、被災世帯、被災者に対しても支給がなされ復旧・復興の一助となつたところであります。

また、「被災者生活再建支援法」の適用も決定となり、支給状況は、全壊171世帯1億718万円、半壊8世帯87万円、大規模半壊8世帯839万円でありました。また、この他鹿児島県被災者支援金432件8640万円、応急仮設住宅借上による家賃、敷金等の支払が31件2622万円が支払われております。

当委員会としては、支援制度の使い勝手の悪さや支給要件の複雑さなどの問題点について国・県等関係機関に対して町当局と一緒にになって改善の要望活動を進めてまいりました。

国においては、平成19年11月16日に改正された「被災者生活再建支援要件の完全撤廃や支援金の支給方法等現行制度を

大幅に改善し、被災者の立場に立った、制度に改正されました。この改正において、私どもの意見要望が反映されたおり評価できるものの、残念ながら本町の被災者に対するの遡及適用はありませんでした。

③「復興・防災対策」

2度とこのような災害が発生しないよう抜本的な川内川改修と防災対策を講じていただくために国・県を始めあらゆる機関に対して要望活動を開いてまいりました。

災害発生から2日後に被災状況視察に来町された北側国土交通大臣と伊藤鹿児島県知事に対し、災害救助法等に基づく緊急な復興対策等7項目の要請をいたしました。

国・県等に対する要望活動は、復旧・復興状況をみながら機会あるごとに行つてまいりました。

これらのことについて閣議決定され、「川内川水系激甚災害」について閣議決定

(以下「河川激特事業」という)も採択され、事業費では九州で過去最大の356億円で2010年度までの5年間で整備することに決定されました。

また、国土交通省は総事業費約460億円で鶴田ダムの再開発を行い新たな放流口やゲートを設け洪水調節容量を従来の7500万トンから9800万トンに拡大するとして既に事業に着手しております。

その後、川内川河川事務所から各地区の河川激特事業の概要が示され地元と協議が進められました。

当委員会も各地域住民の意見・要望等を踏まえて河川事務所の説明を受ける機会を設け、輪中堤、内水対策、分水路設置と模型実験、河川整備方針・整備計画、ダム操作規則の見直し、今後のスケジュールなど各方面から意見交換を行つてまいりました。

虎居地区におきましては、災害直後から河川激特事業と併せたまちづくりの要望もあり、平成19年度に1200万円かけて「まちづくり基本調査」が実施されました。しかしながら、地元合意や県・町の財政負担等を考慮すると安易に結論は出ないとのことであります。

国土交通省九州地方整備局は、鶴田ダムの洪水時の操作方法や情報提供のあり方について検討するため、「鶴田ダムの洪水調節に関する検討会」



被災地区代表者との意見交換会

を設置し、自治体代表者として井上町長が委員となりました。当委員会では鶴田ダムの操作に関する意見8項目を集約し、委員である井上町長に対し申し入れを行いました。

検討委員会の中で「大規模洪水が予測される場合、貯水位を130メートル以下へ下げる」という案が鶴田ダム管理所長の方から示され、当委員会が住民と共に要望してきたおりました災害時の防災ダムとしての特化についても国が理解を示しました。

現在、国土交通省は「川内川水系河川整備計画」を策定中であり、示された原案に對して①総合的な治水対策②内水対策③河川環境の整備と保全④鶴田ダム操作についての4項目を要望したところであります。

未曾有の大災害が発生してから2年半余りが経過しました。一日も早く災害復興がなされ、被災住民の皆さんのが安心して安全に暮らせるまちづくり、後世に悔いの残らない河川改修等が実現することを切望しまして豪雨災害対策調査特別委員会の最終報告といたします。

たことになりました。

洪水時の住民への情報提供のあり方についても改善策が示されましたが、当委員会が町長に申し入れを行つた内容の殆どが反映されており、当委員会の活動の成果の一つではないかと考えております。